

## 第6号様式別表5の2記載の手引

### 1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 第1号 法第72条の2第1項第3号 に掲げる事業 第4号	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「収益配分額の計算」 (①から④までの各欄)	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国法人」といいます。)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。) 第6号様式別表5の2の2の⑬、⑭又は⑮の各欄の金額</p> <p>(2) その他の法人 第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③又は第6号様式別表5の5の③の各欄の金額</p>	
4 「単年度損益⑤」	<p>(1) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑯」とあるのは「(第6号様式⑯ー別表10⑯)」と、「別表5⑯」とあるのは「(別表5⑯ー別表10⑯)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑯」とあるのは「(第6号様式⑯ー別表10⑯)」と、「別表5⑯」とあるのは「(別表5⑯ー別表10⑯)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑯」とあるのは「(第6号様式⑯ー別表11⑯)」と、「別表5⑯」とあるのは「(別表5⑯ー別表11⑯)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑯」とあるのは「(第6号様式⑯ー別表11⑯)」と、「別表5⑯」とあるのは「(別表5⑯ー別表11⑯)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 租税特別措置法第59条の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の33の欄において減算した金額(損金算入額)がある場合には当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合には当該額を減算した金額を記載します。</p> <p>(6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の10の欄から23の欄を控除した金額を加算した金額を記載しま</p>	都道府県内に恒久的の施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額を記載します。

	<p>す。</p> <p>(7) 第6号様式別表5の⑦から⑩まで、⑪及び⑫の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の⑬に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載します。</p>	
5「付加価値額⑬」	この欄の金額が零又は負数の場合には、⑦から⑩までの各欄に記載する必要はありません。	
6「収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合⑭」	この割合に1%未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。	
7「④×70/100 ⑮」	<p>(1) ⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
8「雇用安定控除額⑯」	⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。	
9「雇用者給与等支給増加額⑰」	第6号様式別表5の6の3の⑪の欄の金額を記載します。	
10「資本金等の額⑱」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。）とその他の事業とを併せて行う法人（(2)又は(3)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の②の欄の金額</p> <p>(2) 課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑯の欄の金額</p> <p>(3) 法第72条の21第1項各号又は第2項の規定の適用を受ける法人（(6)に掲げる場合を除きます。） 第6号様式別表5の2の3の⑯の欄の金額</p> <p>(4) 課税標準の特例（法附則第9条第2項、第11項及び第12項）の規定の適用を受ける法人 銀行法第5条第1項に規定する金額</p> <p>(5) 課税標準の特例（法附則第9条第3項）の規定の適用を受ける法人 10億円</p> <p>(6) 課税標準の特例（法附則第9条第18項）の規定の適用を受ける法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(i) (a)に掲げる場合以外の場合 下表「法人税の資本金等の額3」の⑯の欄の金額</p> <p>(ii) 法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける場合 第6号様式別表5の2の3の⑯の欄の金額</p> <p>(7) 課税標準の特例（法附則第9条第24項又は第26項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑯の欄の金額</p> <p>(8) その他の法人 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の⑯の欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額3」の⑯の欄の金額のいずれか大きい方の額</p>	清算中の法人は、資本金等の額がないものとみなされるため、「資本金等の額の計算」の各欄及び「2. 資本金等の額の明細」の各欄に記載する必要はありません（以下同じです。）。
11「当該事業年度の月数⑲」	<p>この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。</p> <p>また、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載します。</p>	
12「⑱×⑲/12 ⑳」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
13「控除額計㉑」	<p>次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人（(2)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の⑲の欄の金額</p> <p>(2) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑲の欄の金額</p> <p>(3) 外国法人 第6号様式別表5の2の3の⑲の欄の金額</p>	

	(4) 法第72条の21第6項（一定の持株会社の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人 第6号様式別表5の2の4の⑩の欄の金額	
14 「⑯のうち1,000億円以下の金額⑰」、「⑯のうち1,000億円を超える5,000億円以下の金額」×50／100⑯」及び「⑯のうち5,000億円を超える1兆円以下の金額」×25／100⑯」	<p>(1) ⑯の欄の金額が1,000億円（その事業年度が1年に満たない場合には、1,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは、当該金額を⑰の欄に、⑯の欄の金額が1,000億円を超える5,000億円（その事業年度が1年に満たない場合には、5,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは、当該金額を1,000億円以下の金額及び1,000億円を超える5,000億円以下の金額に区分してそれぞれ⑰及び⑯の各欄に、⑯の欄の金額が5,000億円を超えるときは、当該金額を1,000億円以下の金額、1,000億円を超える5,000億円以下の金額及び5,000億円を超える1兆円（その事業年度が1年に満たない場合には、1兆円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額）以下の金額に区分して、それぞれ⑰、⑯及び⑯の各欄に記載します。</p> <p>(2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
15 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑪」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑫」、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数⑬」及び「計⑭」	<p>法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑪」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業（非課税事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業（以下「収入金額等課税事業」といいます。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数⑬」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者数のうち同項第4号に掲げる事業（以下「特定ガス供給業」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「計⑭」の欄には、⑪欄、⑫欄及び⑬欄の合計を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合  (2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合  (3) 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合  (4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を廃止した場合</p>	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。
16 「課税標準となる資本金等の額⑮」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
17 「期首現在の金額⑯」の各欄	当該事業年度の前事業年度終了の日現在における金額をそれぞれ記載します。	資本金の額又は出資金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
18 「当期中の減少額⑰」及び「当期中の増加額⑯」	当該事業年度中の増加額又は減少額をそれぞれ記載します。	「法人税の資本金等の額3」の欄は、法人税の明細

		書（別表5(1)）の「II 資本金等の額の計算に関する計算書」に記載したところに準じて記載します。
19「期中に金額の増減があった場合の理由等」	「資本金の額又は出資金の額1」の⑦の欄若しくは⑧の欄、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の⑦の欄若しくは⑧の欄又は「法人税の資本金等の額3」の⑦の欄若しくは⑧の欄に記載したそれぞれの金額の増加又は減少ごとに理由を記載します。	